厚生労働省
岩手労働局

Press Release

岩手労働局発表
平成28年9月1日

【照会先】
岩手労働局労働基準部健康安全課
課　　長　小田　昭信
衛生専門官　千田　成人
（電話）　019-604-3007

平成28年度「全国労働衛生週間」を10月に実施します

～　健康職場　つくる　まもるは　みんなが主役　～

厚生労働省では、10月1日から7日までの期間、平成28年度「全国労働衛生週間」を実施します。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しています。10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で安全衛生パトロールやスローガンの掲示、労働衛生に関する講習会等の開催など、さまざまな取組みを展開します（**別添1**）。

全国労働衛生週間を迎えるに当たり、岩手労働局長のメッセージを**別添2**のとおり発出しましたのでお知らせいたします。

改正安衛法に基づき特に重点的に点検する項目

① 平成27年12月に施行されたストレスチェック制度の確実な実施
② 平成28年6月に施行された化学物質（640の対象物質）のリスクアセスメントの着実な実施
「ラベルでアクション」をキャッチフレーズにラベル表示を見て、安全データシート（SDS）の入手状況、危険有害性情報の確認
③ 平成27年6月に施行された職場における受動喫煙防止対策の推進

第67回 全国労働衛生週間

10月１日～７日 （準備期間：９月１日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。10月1日～7日が本週間、9月1日～30日が準備期間ですので、それぞれの職場での安全衛生パトロール、スローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開しましょう。

＜スローガン＞

健康職場　つくる　まもるは　みんなが主役

労働衛生分野では、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。このような状況を踏まえて、平成 26 年 6 月に公布された改正労働安全衛生法では、ストレスチェック制度の導入や化学物質の適切な管理、受動喫煙防止対策などを推進し、業務上疾病の発生を未然に防止するための仕組みを充実させることとしています。今年度のスローガンは、これらの課題に対して、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

1 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
2 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
3 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

1 重点事項

（1）改正労働安全衛生法に関する事項
①ストレスチェック制度に関する取組の確実な実施
②一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施
③職場における受動喫煙防止対策の推進

（2）その他の重点事項
①疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策の推進
②労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
③過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
④職場における腰痛予防対策の推進
⑤溶剤、薬品などによる薬傷・やけどなどの防止

2 労働衛生３管理の推進など

（1）労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
（2）作業管理、作業環境管理、健康管理の推進
（3）労働衛生教育の推進
（4）心とからだの健康づくりの継続的・計画的な実施
（5）快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
（6）労働者の治療と仕事の両立のための支援の促進
（7）職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しんなど）に関する理解と取組の促進

3 作業の特性に応じた事項

（1）粉じん障害防止対策の徹底
（2）熱中症予防対策の徹底
（3）電離放射線障害防止対策の徹底
（4）騒音障害防止対策の徹底
（5）振動障害防止対策の徹底
（6）VDT作業における労働衛生管理対策の推進
（7）化学物質による健康障害防止対策などの徹底
（8）石綿障害予防対策の徹底
（9）酸素欠乏症などの防止対策の推進

4 東日本大震災、平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主　唱　厚生労働省、中央労働災害防止協会
協　賛　建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H28.8)

主な取組事項・支援体制

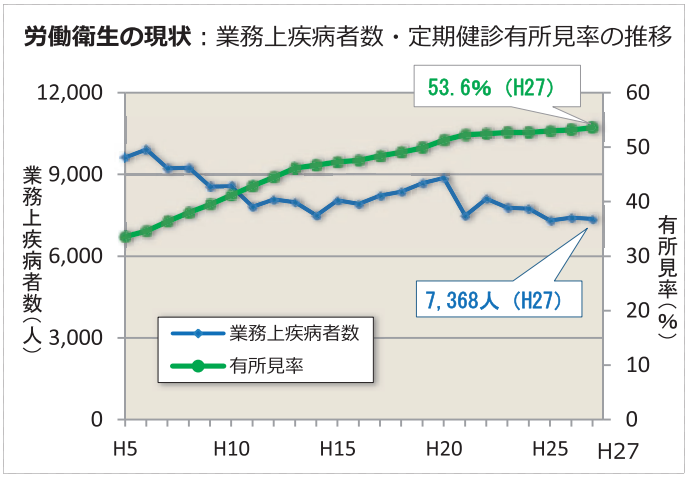

※各年の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/h27.html

メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度の実施マニュアルや、職場におけるメンタルヘルス対策に関する指針などを掲載しています。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。
http://kokoro.mhlw.go.jp/

携帯サイト
（QRコード）

過重労働対策

過重労働による健康障害防止対策に関する通達などを掲載しています。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/

治療と職業生活の両立支援対策

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインなどを掲載しています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html

化学物質管理

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報であるＳＤＳ（安全データシート）を入手し、リスクアセスメントを実施しましょう。また、眼鏡、手袋等、保護具を適切に使用しましょう。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html
～**「ラベルでアクション」**をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施しましょう～

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

腰痛予防対策

休業４日以上の職業性疾病のうち、腰痛が約６割を占めています。特に、社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、平成25年度に指針を改定し、福祉・医療分野などにおける防止対策を明記しました。
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html

厚生労働省では、腰痛予防対策に取り組む事業者を支援するため、病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした講習会を実施しています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html

産業保健総合支援センター・地域窓口

産業保健総合支援センターでは、産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。また、産業保健総合支援センターの地域窓口では、労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施など、産業保健サービスを提供しています。
http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

＜第12次労働災害防止計画＞

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を実施しています。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業４日以上）とも15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei21/index.html

平成２８年度 全国労働衛生週間 岩手労働局長メッセージ

全国労働衛生週間は、昭和２５年に第１回が実施されて以来、今年で第６７回目を迎えました。本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動の促進に大きな役割を果たしてまいりました。

労働者の健康を巡る問題を見ると、全国的には職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策が重要な課題となっています。また、業務上疾病の被災者は長期的には減少していますが、疾病別では腰痛が６割を超える状況が続いています。

さらに、化学物質による疾病は、溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特定化学物質障害予防規則等で規制されていない化学物質を原因とする労災事案が発生するなどの新たな問題も生じています。

岩手労働局管内の状況は、休業４日以上の業務上疾病による被災者数が、平成２７年は９６人で、平成２６年に比べ２５人（３５．２%）増と大幅に増加し、そのうち６割以上が腰痛によるものです。また、精神障害の労災支給決定件数は７件となっています。

このような状況から、労働安全衛生法が改正され、①受動喫煙防止対策が昨年６月から、②ストレスチェック制度が昨年１２月から、③表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と化学物質に関するリスクアセスメントの実施が本年６月からそれぞれ施行されています。

また、昨年７月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」においては、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会を実現させることが求められています。

さらに、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策を求める「ニッポン一億総活躍プラン」が本年６月に閣議決定されています。

このような背景を踏まえ、本年度の全国労働衛生週間は、

「健康職場　つくる　まもるは　みんなが主役」

のスローガンのもと１０月１日から７日までを本週間、９月１日から３０日までを準備期間として展開されます。

これを契機に、事業場における労働衛生意識の高揚が図られるとともに、自主的な労働衛生管理活動が一層推進され、本県の労働衛生水準が更に向上することを祈念いたしまして、私からのメッセージといたします。

平成２８年９月１日

岩手労働局長 **久古谷 敏行**